

中国からの現金持出し規制

チャイナ・インフォメーション 21 筧武雄

米ウォールストリートジャーナルの報道を見ると、最近カナダや米国の国際空港で国外から多額の外貨現金を持ち込もうとする中国人旅客が税関で頻繁に摘発されているという。これは裏返せば、決して脱税目的だけではなく、中国から海外への銀行送金が相当困難な現実をも物語っていると言えよう。では中国から日本へ現金を直接持ち出そうとする場合、中国と日本、それぞれにどのような規制が存在しているのだろうか。

1. 中国からの現金持ち出しに対する規制

まず中国入国の際には外貨現金 5,000 米ドル相当額以上、または人民元現金 20,000 元以上の持ち込みは中国税関への申告が義務付けられている。その場合は中国税関に申告書を提出し、税関捺印後に控えが返却され、出国時にはその控えを提出しなければならない。

また、中国滞在中に得た多額の現金を国外に持ち出そうとする際は、銀行から「外貨携帯証明書」の発行を受け、上記と同様に出国の際、中国税関に提出しなければならない。

入国時の税関申告控も、銀行の外貨携帯証明書もないまま、規制額以上を国外に持ち出そうとする行為が発覚した場合、20,000 元または 5,000 米ドルを越える金額は出国時に中国税関に押収される。中国税関に押収された現金は次回渡航時にあらためて税関、国家外貨管理局に出頭して事情説明し、正当かつ合法的な持ち出しと認められれば返戻を受けることができる」とされている。

中国人の中には、海外への現金持ち出しは人民元だけが規制(禁止)対象で、外貨ならば「無制限」と誤解しているケースも少なくない。また、そのように誤解したまま多額の現金を所持して出国しようとした際などに、「関係者からの内部通報」により税関で押収され、そのまま出国を余儀なくされてしまう例もあるという。ちなみに、一人で2個以上のスーツケースもしくはダンボール箱を携帯している旅客は一般に税関で呼び止められ手荷物検査を課せられるケースが多い。

なお、10,000 米ドル相当を超える現金の国外持ち出しは中国政府幹部の公務出国など特別な理由がない限り原則として禁じられているという。また、税関担当官の裁量により、現金押収は免れ、罰金だけで済むケースもあるようだ。

以上のような厳しい規制にも関わらず、香港やベトナム、ラオス、ロシア国境など、中国と陸続きの税関において、毎日のように何回も入出国を繰り返す運輸業者、旅行業者、行商人、国境を越えて通勤する一般人などの中には、多額の現金を数回に分けて合法的に国外持ち出し/持ち込みを請け負っている例もあるという。

2. 日本への持ち込み制限

100万円（北朝鮮を渡航地とする場合は10万円）相当額を超える現金等を携帯して日本を出国または入国する際には、日本税関での申告が義務付けられている。

申告が必要とされるのは次の場合である。

(1) 以下の合計額が100万円（北朝鮮の場合は10万円）相当額を超える場合

- ・現金（本邦通貨、外国通貨）
- ・小切手（トラベラーズ・チェックを含む）
- ・約束手形
- ・有価証券（株券、国債等）時価、帳簿価額または取得価額のいずれか大きい額で申告。

(2) 金の地金（純度90%以上）の重量が1kgを超える場合

申告は空港や港の税関等に備置されている「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」に住所、氏名、支払手段等の種類・価額等を記載して税関に提出する。

（関税法第67条、関税法施行令第58条及び第59条、外国為替及び外国貿易法第19条第3項、外国為替令第8条の2、外国為替に関する省令第10条）

多額の現金等携帯を申告漏れのまま通関しようとして発覚した場合、空港税関の別室で厳しい取調べを受けることになる。日本の空港税関ではカウンターでの口頭申告だけでなく、多くの見えない箇所でも様々な点検・検査が実施されているという。

なお、日本円や米ドル、英ポンド、人民元現金の高額紙幣には偽造防止の銀線が入っており、大量に所持していると各国空港での荷物検査で金属探知機、X線検査機が反応するケースもあるという。

以上

本レポートの目的は情報の提供であり、何らかの行動を勧誘するものではありません。本レポートに記載されている情報は、執筆者個人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際してはお客様ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。